

労働者代表選挙について改めて考えよう！②

安全衛生委員会の役割とは？

労働安全衛生法の定めにより、事業場では「安全衛生委員会」を設置することとなっています。安全衛生委員会では、労働災害の原因究明や再発防止策について議論するほか、事業場の環境整備・職場改善・時間外労働縮減など、労働者の危険や健康障害を防ぐための基本対策などについての調査や審議を行います。安全衛生委員会は、毎月1回以上開催することが定められています。

安全衛生委員会は、**職場の問題を会社と話し合う義務があり、職場の諸問題を労使対等の立場で議論できる非常に重要な場**です。**労働者の安全や命を守るためにも安全衛生委員会を活用する必要があります！**

【参考】(労働安全衛生法第17条第1項) (安全委員会)

- 第17条 一 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。
二 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること。
三 前二号に掲げるもののほか、労働者の危険の防止に関する重要事項

(労働安全衛生法第18条第1項) (衛生委員会)

- 第18条 一 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
二 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
三 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
四 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項
- ※労働安全衛生規則第22条「衛生委員会の付議事項」第9項に「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」と記載されており、安全衛生委員会で議論しています！

「労働者代表」の役割とは？

労働者代表は、事業場の全労働者の代表として、36協定等各種協定締結や、就業規則制定・改定に際して会社に対し意見を述べ、事業場の労働者の意思を反映させる役割があります。労働基準法上、労働者代表の役割は非常に多岐にわたり、職場の労働者のために会社との議論を尽くすことが求められています。

以前、ある職場では「**労働者代表事務局**」の設立・募集時に、**会社が一方的に役割の一部を制限しようとしていました。**労働者代表の役割が制限されてしまえば、**会社主導による労務管理が強くなり、今まで以上に職場が疲弊することが懸念されます。**

【参考】労働基準法における労働者代表の役割

第18条 第2項	強制貯金の労使協定	第38条の2第2項	事業場外労働(労使協定)
第24条 第1項	ただし書賃金の支払(控除)	第38条の3第1項	専門業務型裁量労働制
第32条の2第1項	1カ月単位の変形労働時間制	第38条の4第2項第1号	労使委員会
第32条の3	フレックスタイム制	第39条 第4項	時間単位の有給休暇
第32条の4第1項及び第2項	1年単位の変形労働時間制	第39条 第6項	有給休暇の計画付与
第32条の5第1項	1週間単位の変形労働時間制	第39条 第9項	ただし書有給休暇中の賃金
第34条 第2項	ただし書一斉休憩	第90条 第1項	過半数代表者の意見聴取
第36条 第1項・第8項及び第9項	36条協定		